

総合資源エネルギー調査会 基本政策部会

第8回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年5月2日（金）13：00～15：11

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

定刻になりましたので、ただいまから第8回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は論点2、導管事業に係る制度について議論を行いたいと思います。

まず初めに、事務局からオブザーバーのご紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会の川岸隆彦副事務局長、日本コミュニティーガス協会の松村知勝専務理事、ガス導管事業者から、石油資源開発株式会社の中島俊朗経営企画部長、国際石油開発帝石株式会社の坂本明範常務執行役員天然ガス供給本部長、そして電気事業者から、東京電力株式会社の石井哲男ガス営業部長、関西電力株式会社の北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長の皆様が出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方は、ご着席ください。

2. 議事

導管事業に係る制度について

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

本日は、資料3にあります各論点について、委員の皆様にご議論していただく予定でございますが、論点が多くあります。そこで、議論は資料3の各項目について、まず論点2-1及び2-2、それから2-3、2-4及び2-5、この2つに分けて行いたいと思います。

それでは、論点2-1、都市ガス導管事業に対する規制、それから論点2-2、託送供給条件に対する規制について議論を行います。

まず、事務局から資料3-1及び2についてご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

論点2-1は資料3の1ページをごらんください。導管事業に関する規制です。ガス導管を維持・運営する事業には、一般ガス事業により行われる場合とガス導管事業により行われる場合の2類型があります。前者が1ページの①にある一般ガス事業者が供給区域内で行う場合です。この事業は、一般ガス事業としての許可を受けると行うことができます。許可された供給区域では、他の一般ガス事業者が新たにガス導管を設置することは、設備過剰であるとして認められません。これにより、一般ガス事業者は、供給区域内で独占的に導管を敷設することができます。これは、後からガス導管が過剰に設置されると、先に設置されたガス導管の投資回収が困難になり、料金の上昇につながるという事態を防ぐためです。1ページの一番下の段落にあるように、一般ガス事業のためのガス導管の円滑な設置のため、工事中の道路占有などの公益特権が認められています。

2つ目の類型であるガス導管事業は、2ページ②の一般ガス事業者が自らの供給区域の外に導管を設置して行うものと、ガス導管事業者が行うものがあります。一般ガス事業、つまり一般ガス事業者が小口需要家に独占的に小売ができる供給区域内で行う導管事業が許可制であるのに対し、ガス導管事業は届出制となっています。また、過剰投資規制による地域独占が確保されていない点も異なります。公益特権も一般ガス事業のように認められていません。ただし、本日後半で審議する二重導管規制というものがガス導管事業には課されます。

2ページの③にあるように、いずれの導管事業にも託送供給義務、すなわち他社から要望があれば、みずからの導管を利用させる義務があります。以上のように2類型ある導管事業によって、課せられる規制や認められる権利が異なります。

3ページの(2)を見ていただきたいのですが、仮に小売事業を全面自由化し、この供給区域、つまりある事業者が部分的であれ独占的に小売できる地域がなくなるとするならば、自らの供給区域で行うか否かを指標に導管事業を2類型に区別する、その必要性もなくなるのではないかと。さらに(3)にあるように、その場合、参入規制は一般ガス事業のような許可制にするのか、あるいはガス導管事業のような届出制にするのか、それともその中間的な規制である登録制がいいのか、これが最初の論点になります。

過剰な投資により導管事業者がお互いに投資を回収しにくくなる。その結果、料金の上昇や設備投資競争に疲弊して、いずれも導管の延長を試みなくなるという事態を避ける観点からご検討ください。仮に許可制にするならば、従来のガス導管事業については、規制が現在よりも強化されるということをどう捉えるかもあわせてご検討いただきたいと思います。

続きまして、6ページに進んでください。論点2-2は、託送供給条件に対する規制です。(1)の①にあるように、導管を管理する事業者もそれを利用する他の事業者も公平にイコールフッテ

イングでその管を使うためには、託送供給義務により利用条件が公平に設定される必要があります。特に、②の料金も含めた託送供給約款が重要となります。この約款は届出制となっており、差別的取り扱いをするなど問題があれば行政が改善を命令することができます。約款で定められる料金について、一般ガス事業の場合は小売料金の認可に際して、行政の審査を受けた経費をもとに計算することとなっています。これは届出制となっています。ガス導管事業については、小売料金の認可という手続はありませんが、託送料金はやはり届出制となっています。

9ページに進んでいただいて、一番上をごらんください。(2)の続きの部分や(3)に記載しましたが、仮に小売料金の認可制を廃止する場合でも、託送料金を含めた託送供給約款は届出制のままがいいのか、あるいは認可制にすべきかが論点になります。なお、託送利用が求められる可能性がまずないと行政が承認した導管については、あらかじめ託送供給約款を策定することを求めず、利用の依頼が出てきたときに託送供給条件を定めて届け出る制度があります。これを承認事業者制度と呼びます。この制度を存続させるのか否かについても、あわせてご議論いただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次に、オブザーバーの石油資源開発株式会社から意見表明の申し出がございましたので、石油資源開発株式会社の中島様、ご説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○中島石油資源開発株式会社経営企画部長

石油資源開発株式会社の中島と申します。本日はこのような場でガス導管事業者としての意見を述べる機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

私からは、資料4に沿いましてご説明申し上げます。まず、本日の論点に関する弊社意見を説明する前に、当該意見の背景となります弊社の事業概要について、ごく簡単にご説明させていただくことをお許しください。時間の関係もございますので、かいつまんでご説明させていただきます。

スライドの2ページをごらんください。下段のほうに記載がございますが、弊社はガス導管事業、大口ガス事業、それから卸供給事業につきまして導管、LNGサテライトによる供給を行っております。

スライドの3ページには、弊社の導管ネットワーク図をお示ししてございます。右側の囲みの中、iv番に特定導管の総延長816キロメートルと記載してございますが、これらは全てガス事業法上の中高压導管でございまして、当社は一般家庭向け低压管を直接保有していないということが特徴でございます。

なお、816キロメートルは昨年3月末時点の届け出ベースでございまして、その後、郡山北部ライン及び福島県の相馬LNG基地から新潟仙台ラインへの接続線、これらの合計約51キロメートルを予定しておりますが、その建設を既に決定しているところでございます。

スライド4ページには、当社グループの導管網整備の経緯を簡単に記載してございます。ポイントといたしましては、(1)に3点記載してございますとおり、平成15年のガス事業法改正までは鉱業法・鉱山保安法に基づくパイプラインの敷設を行ってまいりました。自社の鉱山ガス及びこれを補完するための輸入LNG気化ガスの供給事業を行うために、その設備の一部として投資回収リスクを負ってパイプラインを敷設してまいった経緯がございまして。

平成15年改正によりまして、弊社はガス導管事業者となりましたが、ポツの3点目に記載してございますように、基本的には総括原価による新規投資回収が制度上保障されたわけではなく、したがって、新設導管の投資意思決定に際しましては、自社のガス掘取等の見通しに基づく投資回収リスクを評価した上で意思決定するというを行ってまいりまして、これは15年の改正前後で変化がない部分でございまして。そうした中で、ガス事業法への移管後も着実に導管延伸を行ってまいりました。

以上を踏まえまして、本日の論点に関する弊社の意見を申し述べさせていただきます。スライドの5ページをごらんください。論点2-1につきまして、弊社といたしましては、事業規制は引き続き届出制とすることが妥当ではないかと考えております。その理由は、平成15年改正時には「効率的な導管網形成のために届出のみで敷設できるものとする」という整理が行われております。ガス導管網の形成が必要な状況は、現在においても変わっていないと認識するところによるものでございまして。

この点は、本日の資料3の2ページ②にも、ガス導管事業が届出制とされたのは、事業者の自主的判断により導管敷設を認めることが適当と考えられたという旨の記述があるところでございます。仮に許可制にする場合、私どもにとりましては現行届出制からの規制強化ということになります。届出に対して、行政による変更、中止命令が可能であることを前提とした現行制度下での事業者の自主的な判断による敷設というところから、改正後は敷設適否の判断をさらに踏み込んで行政側に移すことを意味するとも受けとめられますことから、許可制とする場合にはその理由、目的について明らかにしていただく必要があると考えております。また、許可制とする場合には、事務コストの増大や導管網形成を阻害することとならないような配慮が必要でないかと考えております。

なお、電気において送配電事業を許可制とする理由につきましては、下段の米印のところに記載しておりますような理由が挙げられておりますけれども、ガス導管ネットワークの形成状況は

電気とは大きく異なるといったことに留意していただく必要があるのではないかと考えております。

弊社は、許可制にすることが規制強化だから即反対だと、やみくもに申し上げているつもりではございませんで、許可制とすべき理由、目的があれば、それを明確にした上で、その目的にそぐわない規制強化は排除していただきたいと考える次第でございます。

また、二重導管規制につきましては、論点2-3として取り上げられることになってございますが、論点2-1に密接に関係する事項でございますので、若干触れさせていただきます。本日の資料3の4ページ上段に、現行の届出制では不都合とされる事例発生の紹介がございます。

しかしながら、この点につきましては、工事の着手、すなわち工事計画と導管事業の変更届提出の手続、このタイミングの関係を整理することや、変更命令発動時の原状回復義務の明確化等により、届出制のもとであっても再発防止は可能ではないかと考えるところでございます。

スライドの6ページをごらんください。論点2-2の託送料金及び約款に対する規制につきまして、弊社は届出制の継続が適当であると考えております。その理由といたしましては、さきに述べましたとおり、事業規制について届出制が適当と考えていることに基づくものでございますが、仮に認可料金制とする場合、私どもにとっては規制強化となりますので、この点につきましても認可制とする理由、目的について明らかにしていただく必要があろうかと考えております。

本日の資料3の9ページに、新ガス導管事業者が過度な利益を得ることを防止する観点から、届出制、許可制のいずれが適当かとの問い立てがございますが、現行届出制においても既に詳細な料金算定規則が制定されており、かつ不適切な料金に対する変更命令を課すことも可能であるということをお察いたしますと、ガス導管事業者由来の新ガス導管事業者については、料金属届出制が妥当であるのではないかと考えております。

なお、スライド下段の米印のところ、電気においては、行政による厳格な審査を行うために認可制とすることが適当という整理がされているようでございますが、導管網の整備促進が必要なガスにおける料金審査の厳格化は、事業者の導管投資意欲の阻害要因にもなるおそれがあるということをお懸念しているところでございます。

スライド7ページをごらんください。託送約款における供給条件に関連してご留意をお願いしたい事項として、弊社は中高圧導管と一般家庭向け低圧導管等を区分した規制、基準の運用が必要ではないかと考えております。

本日の資料3の3ページ(2)には、「一般ガス事業者由来の導管事業とガス導管事業者由来の導管事業には、同じ内容・水準の基準を課すことが適当と考えられる」旨の記載がございます。しかし、一般ガス事業者にそるえる形で新たに一律の規制・基準が課される場合には、問題が生

じる可能性があると考えております。

具体的には、例えば一般ガス事業者の低圧導管に課されている付臭義務、それから内管保安義務、成分検査義務等々の基準、これらを現行のガス導管事業者へ適用拡大すること、あるいは一般ガス事業者に課されているガス事業会計の現行ガス導管事業者への義務づけがなされるなどすることがありますと、ガス導管事業者由来の新ガス導管事業者に無用のコスト負担を強いる懸念があると考えております。

改正電気事業法案におきましても、一般電気事業者由来の送配電事業と、それ以外の送電事業とを区分していることもご勘案いただき、一般の需要に応じて供給するための低圧導管を運用する事業者とそうでないもの、あるいはそうした低圧導管を含む託送約款と含まない約款、これらを区分した制度設計の検討をいただくことを要望いたします。

なお、本論点から若干ずれますが、類似する問題として、前回第7回の小委で議論のございました小売料金表の公表について、その議論の趣旨は完全自由化後の小売のうち一般家庭向けの小売料金に限ったお話であると受けとめておりますけれども、あの場では明示的に現行自由化範囲を除いた議論とは必ずしも確認されていなかったと記憶しておりますので、確認の意味でB to Bの大口価格の公表まで求められる場合には、むしろ競争上の公平性が保たれないデメリットが生じることから、この点においても小口の供給と大口の供給を何らかの基準で区分して運用する必要性があると考えております。

最後に、スライドの8ページをごらんください。導管網の整備促進及び投資回収の担保に係る留意点として、平成15年改正時には導管事業及び託送料金は、いずれも届出制とすることを前提とした上でガス導管事業者への公益特権の付与、あるいは投資インセンティブを認めることが適当という整理がなされておりました。

また、料金審査をいわずに厳格化することは今後の事業者の投資インセンティブを損なうおそれがあるといったところにご留意をいただければと考えます。

論点2-1及び2-2に関する弊社意見は以上でございますけれども、最後に改めまして、平成15年改正によるガス導管事業者制度の施行から10年が経過いたしました。この間、導管事業の届出制、料金の届出制のもとで行ってきました私どものガス導管事業において、特段の問題は生じていないと認識しているところでございますので、この点もぜひともご勘案いただいた上で、新ガス導管事業者にかかわる規制のあり方について、導管投資を阻害するような規制強化は回避されるべきということにご留意いただければありがたいと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご意見も踏まえまして、論点2-1、都市ガス導管事業に対する規制、それから論点2-2、託送供給条件に対する規制、これについて委員の皆様からご質問、あるいはご意見をお願いしたいと思います。

例によりまして、発言をご希望の委員の方は、お手元の名札を立てていただくようお願いいたします。それでは、ご発言ありましたら、どうぞよろしくをお願いいたします。どなたかいらっしゃいませんか。それでは、インペックスさんですね。どうぞご発言ください。

○坂本国際石油開発帝石株式会社常務執行役員天然ガス供給本部長

オブザーバーとして参加させていただきます国際石油開発帝石の坂本でございます。今ほどの石油資源さんと同様に、ガス導管事業者としてご意見を述べさせていただければと思います。申しわけございませんが、きょうは書いたものを準備しておりませんので、口頭での意見表明を失礼させていただきます。

まず、論点2-1の都市ガス導管事業に対する規制についてでございますが、4点ほど述べさせていただきます。ガス事業においては、事業者の創意工夫を最大限に引き出し、よりよいサービスを利用者に提供することにより、天然ガス業界の健全な発展を目指して規制緩和を進めてまいったわけですが、今回の小売全面自由化は事業者による一層の創意工夫の努力が求められたものと受けとめております。

こうした自由化の流れの中で、当社としても十分に整備が進んでいるとは言いがたい幹線パイプラインネットワークの整備に向けまして、先行投資的要素の強い高圧幹線パイプライン建設において、創意工夫に一層励みまして長期的な視野で投資を行い、天然ガスの普及促進に貢献していく所存でございます。

長期的な構想に基づくインフラ投資には、投資回収リスクの見きわめが重要でございまして、需要が想定どおり獲得できるかどうか、これが最重要課題となります。現状、LNGサテライトやその他の競合エネルギーとの競争環境を見据えて、競争力のある供給条件を提示しまして、時を得た需要開発につながるように、機動性を確保しつつ、効率的な導管網の整備に向けた意思決定が求められております。

当社といたしましては、天然ガスの普及促進に向けたインフラ整備を継続的に行うに際しまして、事業者の投資意欲を委縮させることなくして、戦略的な投資を後押しするような制度設計とさせていただくということを期待しております。

それから、論点2-2についてでございますが、今ほども申し上げましたように、広域幹線パイプラインの投資は将来の需要ポテンシャルを見越した先行的投資要素が強うございまして、新規投資の規模によっては託送供給コストがかさむ可能性があります。このため、エネルギー間の

自由競争の結果として天然ガスの優位性がなければ利用拡大が図られませんし、投資回収が進まないおそれがございます。

パイプラインの投資リスクを低減するためには、自社利用、他社利用問わずして、想定どおり、もしくは想定以上に託送の利用がなければなりません。LNGサテライトやその他の競合エネルギーに対して価格を含む優位な供給条件を利用者の皆様に提示して、離脱を防ぎつつ、需要拡大を目指さなければならないというふうと考えております。

このような状況下では、戦略的な託送料金を設定し長期的に投資コストを回収する等の対応も必要になってまいりますので、ぜひ予見可能性の高い制度設計としていただきたいというところでございます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。ご意見を承ったという形にさせていただきます。ほかにご質問、ご意見ございますか。それでは、関西電力さん、どうぞ。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

すみません、関西電力でございます。論点2-2の託送供給条件に対する規制について、意見を申し上げたいと思います。

託送供給約款につきましては、今回ご提示をいただいた資料にご記載のとおり認可制として、料金を引き下げの場合には届出制というのが適当ではないかと考えるところでございます。認可に当たりましては、託送供給料金を含む託送供給条件につきましてもご検討いただきたい点がございまして、すなわち、託送供給料金につきましては、小売部門の費用を託送部門が負担することや、託送部門の利益を小売部門が使うことがないように、気化原価の早期撤廃とか、超過利潤のうちの経営効率化分も託送部門に用途を限定することなど、厳格な会計分離を行って、より一層の公平性、透明性を確保していただきたいというふうに考えます。

また、料金以外の託送供給条件につきましても、導管ネットワークの増強コスト負担のイコールフットィングの確保など、小売事業者間、すなわち一般ガス事業者の小売部門と私ども新規参入者の間でより一層の公平性を確保し、かつ新規参入がより一層進むような仕組みとしていただきたいと考えているところでございます。

今申し上げました点の詳細につきましては、本日配付しております私どもの資料の末尾に記載しておりますので、後ほどご参照いただけたらと考えているところでございます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。そのほか委員の方からご意見やご質問ございませんか。それでは、

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、論点1、論点2共通なのですが、規制強化になるという発想に関してです。確かにその部分をとればそうなのかもしれないのだけれども、規制強化のための提案が出てきているのではないという点をご理解ください。

今までA類型がありB類型があったときに、この2つの類型を維持するのが無意味になった、統一するとする。AとBで規制の体系が違っているときに、それを統一するとき、もし規制強化がけしからんといったら、選択肢は緩い方の規制に揃えるしかなくなる。しかし、一方の類型で一定のきつい規制が入っていたのは、それなりに理由があってそうしているわけで、そうすると規制を緩めるということ自体は大きな利益があることは十分わかってはいますが、しかし、その結果として大きな問題が起こってくるということがあったとしても、逆の選択肢はとれないなどということになったら、制度設計上、大きな足枷になってしまいます。

ここは、規制を強化するというのではなく、供給区域という考え方をやめる結果として、導管事業を統一的に捉えざるを得なくなる。そのときにどちらの規制に合わせるのか、という視点で、結果的に規制強化になるところが出てくるということだと思います。

どのような制度改正でも丁寧な説明が必要だというのはそうだと思いますが、規制を緩めるほうは説明不要だけれども、規制が結果的に強化されるところが出てくるとすれば説明が必要などと、私は全く思いません。仮に規制を緩いほうにそろえるとしても、今まで規制をしていたところがどうしてその規制なしに大丈夫なのかということの説明は同じぐらい重い責任で説明しなければいけない。これに関しては対称的だと思っています。

恐らくこの事務局からの提案は、そろえるとすれば、この場合には他の事業者にとっては規制強化になるかもしれないけれども、全てを届出制にするというのはいろんな理由で問題が起こってくるので、許認可制がよい、という発想が出てきているのだと思いますし、私は今回出てきた託送料金にしても、それから導管の建設に関しても、許認可制にするのは合理的だと思います。

変更命令があるわけですから、届出制でも同じような結果はもたらせるじゃないかという議論に関しては、原理的にはそうだと思いますが、届出制で変更命令を出すのはよほどのこと。実際に今まででもほとんど発動されてこなかったという事実を踏まえれば、一定の懸念があるときには許認可制にするのは十分あり得ると思います。

導管に関しては、場合によっては公共の道路の下に埋めることになる。道路を掘り返すとかということも必要になってくるわけです。そのときに工事を始めたけれども、よくよく考えると不要なもの、他の管を使えば十分足りるものだったので、変更命令を出してとめるなどということ

になったとする。どう考えても不必要な導管を引くような事業者が、その分の損失を被るのは、そんなしようもないことをした人の責任じゃないかという発想はあり得ると思うのですが、しかし、その場合には公益的な道路を掘り返すということをして大きな迷惑をかけているということも踏まえて考えれば、変更命令で対応すればいいじゃないかと簡単に割り切れない。この点きちんと考える必要はあると思います。

少なくとも、公益事業特権をもって事業を遂行するとすれば、許認可制のほうが望ましいのではないかという発想は、常に100%どのような状況でも正しいとは思いませんが、この文脈では一定の理があるような気がします。

それから、届出制から許可制にすると導管投資のインセンティブが損なわれるのではないかという議論は、まず一般論としては正しいと思います。

例えば、通信の世界では、アメリカなどで光ファイバーの接続に関しては投資の促進のほうが優先であるということで規制を緩和したとか、そういうような例というのは確かにあったと思いますから、その点では一定の理はあると思います。

それから、ジャペックスさんもインペックスさんもそういうことを主張する資格はある。今まで導管の整備に一生懸命汗をかいてきてくださった事業者だということは十分わかっています。しかし、導管の整備がまだまだ不十分で、投資のインセンティブを著しく損なうというのは、一般論として言われると私は不満です。

2社の方がそういうことを言う資格があるというのはわかりますが、導管の整備が不十分だというのは10年以上前からずっと言われていたことで、それでもいまだに東京、大阪間のような需要稠密地帯ですら高圧導管が繋がっていないという惨状を目にして、それで導管投資のインセンティブが損なわれるから規制を強くするのはよくないなどということを事業者が一般論として言う資格があるのか、それぐらい一生懸命導管投資をしてきたと胸を張って言えるのかということに関しては相当に疑問を持っています。2社がそう言うということとはとてもよくわかりますが、一般論としては疑問を持っています。

一般ガス事業者は、当然そういうことをしたのにはそれなりの理由があるということをご主張になると思いますが、不十分な投資にフラストレーションがたまっている火は少なくありません。もし導管投資がまだ十分行われていない状況で規制を強化すると導管投資の阻害になるということを行うのであれば、導管投資を怠けてずっと整備されない状況を維持すれば、ずっと規制されないということにもなりかねない。その議論はもう少し慎重に考えるべき。もし許可制にすることによって著しく導管投資のインセンティブが損なわれるなどということが起こるのであれば、それこそ電気の世界で言う広域機関に対応するような機関を設けて、そこが導管投資を命じると

というようなスキームすら検討する必要が出てくるのではない。

今後もこの論点が非常に重要だと繰り返されるようであれば、今現在は全く論点の遡上に上っていないと思いますが、そのようなガス版の広域機関のようなものもつくるべしというような議論が出てくることになると思います。そのようなことを頭に置かなければいけないということを、きちんと指摘していただいたと私は理解しております。

それから、今回の論点ではないと思いますが、今日ジャペックスさんが小売の料金の公開性についてご指摘になりました。大口のガスの場合には相対的に件数が少なく、それ向けの料金を公開するとかということをする、事実上どの会社がどの値段で買っているのかというのがかなりの程度わかってしまうとかという問題が生じるために、家庭用の小売のように多くの件数が予想されるというところと一緒に議論をしてはいけないということは承りました。

ただ、これに関しては透明性も一方で重要なので、ご指摘のようなデメリットがあるということとは十分踏まえた上で、この点を今後議論することになると思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、そのほかにご意見いかがでございますか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ご説明ありがとうございました。ジャペックス様とインペックス様に許可制、届出制について質問があります。先ほどのお話をお伺いしていると、今現在でも届出制ではあるけれども、託送供給義務といったようなことを始めとして、すでにいろいろと義務が課せられているとのことで、仮に許可制になった場合にご両社として何が一番変わるのでしょうか。事務手続きのコストのことが論点なのでしょうかというのが質問の1つ目です。

2つ目はインペックス様に対する質問ですが、先ほどのご説明の最後に予見可能性の高い制度という表現を使われていらっしゃったと思いますが、逆にどのような制度であれば、予見可能性が高くなるのかということについて教えてください。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、ご質問にお答えいただきましょう。

○中島石油資源開発株式会社経営企画部長

ありがとうございます。ご質問いただきましたとおり、許可になった場合のインパクトとしては、事務コストがふえてしまうのではないかと懸念がございます。私どもこれまで届出制でやってきておまして、許可制になった場合に、具体的に何がどのぐらい変わってくるのかというのは正直わからないという面があることも事実でございますが、基本的に許可になることによ

ってふえる事務コストは出てくるだろうということが1点。

それから、プレゼンの中でも申し上げましたが、届出制というのは基本的には事業者の意思で引いていくということが尊重されている。それに対して、許可制になるということは行政側にその判断を委ねることを意味するようにも受けとめられると考えておりまして、そこが私どもにとってどうなのかという懸念がございます。

ただ、松村先生からご指摘がありましたように、許可制とすることが、その規制を強化することが目的ではないのだということであれば、そのあたりの懸念はある程度払拭できるかと思っております。以上でございます。

○坂本国際石油開発帝石株式会社常務執行役員天然ガス供給本部長

国際石油開発帝石でございます。今ほどのご質問のまず1点目でございますが、事務コストの増加だけかというご質問だったと思いますが、私どもとしては、例えば許可制に移行しても、その制度がどういう制度になるのか詳細な状況が不明ですので、私ども導管事業の拡張、インフラ整備、これは経営判断で自主的にやってまいりましたが、その自主的な経営判断にどのような影響が及ぼされるのかというのがちょっと不明な状況であって、懸念される場所というのが1番目のご質問に対するお答えでございます。

それから、2番目のご質問、予見可能性とはというご質問でしたけれども、もしも認可制になって料金ルールが短期的、あるいは中期的に変更されるような制度では、長期的に投資をして、それを回収していかうという我々の考えが途中で変更されるということになりますので、そういった場合に長期的な投資が果たしてできるのかという不安があるという、そういう意味で予見可能性というふうな言葉を使わせていただきました。

○山内委員長

どうぞ。

○引頭委員

今の点について確認ですが、それは料金設定が途中で変わってしまう可能性についておっしゃっているという理解でよろしいのでしょうか。

○坂本国際石油開発帝石株式会社常務執行役員天然ガス供給本部長

はい。料金ルールが途中で変更される可能性を懸念しているという意味でございます。

○山内委員長

引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございました。今の点についてのコメントですが、確かに投資回収リスクというの

が導管事業にとっては大変大きなポイントだという点は理解しております。

ただ、一方でいろいろな事業者が自由自在に導管を引けるような制度にした場合、果たしてこれらの事業者が収益について適切に算出できるのか、つまり投資回収の予見可能性が高まるのかという点については、客観的に見るとむしろ難しくなってしまう可能性もあるのではないかと考えております。

そう考えますと、やはりご懸念されている投資回収のリスクをミニマイズするには、やはりどこかで行政のある程度の調整、判断というのが必要で、むしろそれが予見可能性を高めることにつながるのではないかと今のご発言で考えた次第です。以上でございます。

○山内委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、続いて柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

貴重な説明をいただきまして、ありがとうございます。私自身は、この基本計画の中に書いてありますように、これからガスシフトが進む。日本の場合には導管の整備が諸外国と、特にヨーロッパと比べて非常に脆弱である。ただ、国土の強靱化の観点で、今度ジャペックスさんのパイプラインなんかは、非常に大きな貢献をしたということも事実ありますし、そういう意味では、これからのガスパイプラインのよりその合理的かつ全体を見据えた最適な導管の敷設ということが必要不可欠だと、こう思っているわけですね。

そう考えますと、例えばそこで今自由化という議論で、今までガス事業者が地域を限定して、その中でガスの導管の敷設を行ってきた。その主要地域に関しては、導管事業者が届出制で敷設して効果を上げてきたことは否めない事実だと思っています。

日本全体の最適化ということを考えると、やはり過剰投資は避けるべきだと思っていますし、かつ、流れやすいパイプラインにしないことには長期的な観点から回収もできなくなりますから、もちろん行政としてはその投資回収、投資がちゃんと回収できるような制度設計にしていくべきだということは当然のことだと思うんですが、その時点になって、じゃ届出制か、あるいは登録制なのか、認可制、許可制なのかと。全体最適化ということを考えて、地域独占がなくなるということを考えると、やはり全体を俯瞰してみて、そして公益特権も得られる許可制のようなものがあるほうが良いですね。ただ、それによって過度な事務経費がかかるとか、あるいは自由度が失われるとか、そういうことに関しては、それは制度設計の中できちっと対応していくべき話だろうと思っています。原則的には今の自由化、それから設備の充実、いろんなことを考えると合理的な敷設をしていくためのエッセンシャルな条件としては、ある程度の行政の介入というか

認可というか、これだったらいいだろうという、こういう性質のものが必要じゃないかと私は考えました。これはコメントです。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、古城委員、ご発言ください。

○古城委員

今、石油資源開発からお話しになったこと、私はそれなりに納得したんですね。今の導管事業者制度というのは、Aという規制とBという規制があって、区別する実益がなくなってきたので、A' という規制の中に統合したい、これはもっともな話で、それを今議論していて、それは私は賛成で、結論を先に言ってしまうと、真ん中の登録制度みたいなものが一番落ち着きがいいかなと思っています。

あと、2番目の問題はあれでしょう。今議論はしていないんですけども、実際あの制度の形式はA、Bに分かれていると同時に、実質の規制もA、Bに分かれているものが、A' になったときに変わっちゃうんじゃないかというのをご心配になっていると思うんですけども、それはまだ余り議論してなくて、形式を統合した後、それぞれの実質的な事情に応じて、実質的な規制をどうするのかという話はやっていく余地があるし、やらなければいけないと思うんですね。まだ余りそれはやっていないわけですから、一応約束事としては、そこはまだ今後検討の余地があるというので、規制の形式だけ統合するという話が今されていると思うので、私は、だから統合の点だけ見ると統合するのに賛成であると。

あとで宿題として実質的な規制、例えば託送料金の認可のやり方なんかは、今はちょっと違うわけですけども、それは今の規制はかなり合理的だから、それを余り変える必要はないと私は個人的に思っているんですけども、つまり一般ガス事業者の導管というのは消費者に提供するのに不可欠なんですけれども、今、帝石さんなんかやっているのは、別にそれがなくても一般ガス業者のネットワークを使って供給できるわけですし、他方、どうして新しい導管をやるかという、余り需要がつかなかったら、せつかく設備投資をしたのに空振りになってしまって、余り投資を回収できないという事態もあると。うまくお客さんがつきますと、きちんと売上げが下りるので、おっしゃるのはうまく導管を引いたときは、お客さんをとれるような格好になるというか、ほどほどに値段も抑えられているし、多少儲かっても失敗のリスクに照らしたら、それは許容してほしいと。あれですよ、公正報酬率規制みたいな形で抑えられると、失敗したときはカバーしてもらえないじゃないかと、こういうことを言っているんだと思うので、それは一理はあると思いますので、今後その点は配慮していく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、永田委員、どうぞ。

○永田委員

事業者の方からの詳しいご説明ありがとうございました。論点2-1の件でございますけれども、もともと2つ対立する立場というのは、投資のインセンティブをどう付与するかということと、二重投資をどう回避するかということ。これは2つの両者の立場をどう解決するかの問題だと私は理解しています。一方で投資のインセンティブというのは、例えば事業者として将来の投資に対して、それがストランジットコスト化するようなリスクを回避したいという立場と、それから二重投資の回避という意味では、過去に投資した部分とか、そういったものも含めて既存の事業者としてその投資が回収できないことを回避したいという立場と、要は投資をいかに回収するかということにおいては、ある意味では同じなんです。

それで、本日の説明の中で自社のリスクで今まで投資してきましたと言われました。つまり、企業家としてリスクをとって自社の経営判断でやってきたのだと。それを一定の規制をかけられるということに対して非常に抵抗感がありますと。しかしながら、一方で投資のインセンティブという点について、私は従前から各社の方に投資のインセンティブとしてどういったものを求められるんですかというお話をさせていただきました。けれども、本日の事業者のお話を聞きますと、規制をかけられないということが投資のインセンティブだというように若干聞こえました。

そういう視点以外に、例えば投資のインセンティブとして、今回の届出制から許可制にすることによって、一方でいろんな減価償却に対しての一定のインセンティブを与えるとか、それから補助金の圧縮記帳だとか、税制会計上の若干のインセンティブ、これが十分ではないかもしれませんが、そういう意味でいうと、規制をかけられるデメリットとは逆にインセンティブとして一定のものが項目があると思われま。そのバランスをどう取るかというのが一番ポイントではないかと思っています。

本日の議論の中で、十分にそこまで議論できるわけではございませんので、今後もそこについて一定程度、定量的な議論ができればと思います。

それで、2つ目の論点2-2のところですけども、ここの託送供給条件のところでございますけれども、基本的に料金が自由化されたとしても、総括原価がなくなるとしても、各事業者の方たちは一定の原価計算をするはずでございまして、要は原価計算をして公正な原価を積み上げて、それを託送料金に展開していくと考えます。

ここで、もう一つの義務として、会計整理をして公表する義務というのがございます。こういう義務を負うというのは非常に重いと思っております、今までは必ずしもここが徹底されていな

いというか、透明性のある原価区分であるとか託送料金の設定が必ずしも透明性を担保されていないのではないかと私は思っておりまして、ここをもう少し透明性を担保する第三者の評価を導入することによって、届出制を維持するのか、もしくは許可制にするのか、許可制にしたほうが行政が関与することによって、その仲裁機能もしくはチェック機能が働くという単純な議論になりがちですが、一方で事業者として会計整理及びそれを公表する義務と、ここを厳格に運用することによって、そこを担保することができるのではないかと考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

ジャベックスの方のお話、それからインベックス帝石の方のお話で、効率的な導管網形成と言われた、この目的関数は非常に大事だというふうに思います。それを大事にしたいという気持ちは非常によくわかります。ただ、今ここは制度設計していて、古城委員の話だとどっちがAでどっちがBだかよくわかんないんですけども、一般ガス事業がAだとして導管ガス事業がBだとすると、AかBかどっちかにそろえる、あるいはA' にそろえるにしても、Bの側から見るとAになるにしろA' になるにしろ規制強化になる、そういうお話をされたと思うのですが、それには理由が必要だという理由は、そろえなきゃいけないからそうなるんだという、説明としてはそれが理由になると思いますので、そうなったとしても、その目的関数である効率的な導管網形成というのが傷まないようにするにはどうしたらいいかということをお我々は考えなければいけないんじゃないかと、こういうふうに思うわけでありまして。

そのときに、変な話なんですけど、ここは制度改革のことを話しているんで、当然制度のことが議論になるんですけど、果たして制度をいじることがこの導管網形成に対してどれほどの誘因になるのかということ、限界も見ておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

まさにこの導管網形成のために一番重要なのはインベックス帝石の方、きょうの話のときには絶対、帝石という言葉を入れなきゃいけないと思うんですけども、インベックス帝石の方が言われたように、先見性の問題というのが非常に重要な問題になるんだとすると、問題は極端なことを言っちゃうと、制度がどうあろうと、ちゃんと導管網を引いて経済的に成り立つかどうかという見通しが非常に重要だという話になるんじゃないかと思えます。

そうすると、ここで制度で議論して、どういう制度になるにしろ、それによって導管網形成が進むか進まないかが決まるよりは、きっちり原発依存度をどれだけ下げるかということをはっきりさせると、そういうエネルギー基本計画をちゃんと作り直すということで、だとするとLNG火力は大体どれぐらいどこに建てなきゃいけないのかなというのが見えてきて、そうすれば

ジャペックスがやったように、決して仙台市ガスのために仙台に引いたわけじゃなくて、新仙台火力のために引いたわけですから、そうすると導管網が形成されてくるという話になるんだと思いますので、我々は制度改革のことを議論しているんだけど、制度改革で影響を与える範囲は限界があるということももう一つ見ておいて、それ以外のことをちゃんとやるべきことをサボってはいけないということが大事なのではないかと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。永田委員、ご発言はありますか、よろしいですか。じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

ちょっとすみません、今日の論点が混乱してきた。まず供給区域という考え方はやめる、その結果として必然的に統一するという点に関して、もちろん論点にはなっていると思いますが、誰一人として反対する人はいなかったという認識です。だから、これはもうほぼ当然そうなるという認識をしています。

それを確認するためだけにこれだけの人数が集まって、こんな議論をしているのではないと思っています。これは導管の敷設を許認可制にする、それから料金についても値下げ届出制という格好でやるという明確な提案になっており、それに関して議論しているということなので、その詳細はまだ議論していないので後々に送りますと言ったら、今日何のために集まったのか。この点については、もし先延ばしにすべしという人がいるなら、その理由をちゃんと明確にする必要があると思う。自分は他の案件に関して、先送りにするということを言っておいて、こういうことを言うのは卑怯に見えるかもしれませんが、あのときにはこれが決まっていなかったから、これを決めた後でないと明確にできないと、今決められない理由を言ったつもりです。これについて、例えば導管事業の許可制にするということ、基本的にそういうのに対して賛成だ、反対だというようなことを今きちんと議論するということであって、これについては後から議論しますじゃなくて、今まさに議論していると認識しています。私は明確に両方とも許認可制、値下げ届出制でいいと思っています。

予見可能性が必要だという点に関して言えば、論点1については予見可能性を明らかに高めるのは許認可制です。もしこれを届出制という格好にして、そんなことは絶対にないと思いますが、後から料金を設定するときに、この導管は勝手に引いた無駄なもので、こんなものは無駄なものの原価算入は認めない、なんていうことを言われれば予見可能性を著しく損なうことになる。許可制という格好で行政当局はオーケーと言ったのにもかかわらず、こんな投資は無駄だったなどと後から言われることはほぼないと思いますので、そういう点から見れば、予見可能性をむしろ

高めるのは許可制のほうがだと思います。

それから、一般的にネットワークの設備のこの手の接続料に関して、相互接続料は別として、この手の接続料に関して、私は値上げも含めて全部に届出制というのは極めて不自然な制度設計だと思っています。その点でも値下げ届出制というほうがいいと思います。

ただ、ご指摘いただいた点は非常に重要な点がある。確かにインセンティブを損ねてはいけない。例えば、今回でも相馬にLNG基地をつくって、そこからパイプラインを引いていただけるといのは、これはとてもありがたいことであって、むしろエンカレッジすべきこと。これを行った結果として、ひょっとして一時的に託送料金が上がってしまうということがあるかもしれない。上がってしまうと厳しい審査になり、他の線まで厳しい審査が入るとなると、新規のパイプラインなんか引きたくないなどとインセンティブを与えかねない。この懸念をご指摘いただいたと認識しました。

これは審査の段階でどうやるのか、そういうディスインセンティブを与えないように料金審査のやり方は相当ちゃんと考えなければいけないという宿題を与えていただいた。私はその点は十分伺いましたし、いろんなやり方でその不安は払拭できると思います。しかしいずれにせよ、私は現時点で原則値下げ届出制が正しいと考えています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

私も会議をもう一回やりたくないの、両方許可制、値下げは届出制、そして導管事業者にも公益特権付与という案を支持します。

○山内委員長

ありがとうございます。ちょっと言葉について確認ですけれども、事業については許可制ということによろしいですか。それから、託送供給条件については約款の認可制ということをご皆さんおっしゃったということで、それによろしいですか。ありがとうございます。それでほかに。じゃ、東京電力さん、どうぞ。

○石井東京電力株式会社ガス営業部長

東京電力の石井でございます。この導管事業に関する規制で今いろいろ議論されていると思いますけれども、私どもからちょっと話がずれるかもしれませんが、お願いをしたいと思います。

これから導管を新規に敷設する際の認可制なら認可制の基準というものが検討されていくことになるかと思うんですけれども、現在の一般ガス事業者由来の新たなガス導管事業者、それからあとガス導管事業者由来の新たなガス導管事業者というのは、これから出てくる形になるかと思

いますけれども、この間で取り扱いに差がないように公平にやっていただければというのが私どもの考えでございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。そのほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、時間の関係もございますので、先に進ませていただきますけれども、今の論点2-1、論点2-2につきましては今、言葉の確認をさせていただいたところでございますけれども、ガス導管事業者に対する規制につきましては、不要な導管整備等を行う、先ほど機械も効率的に導管網を整備するというお話がありましたけれども、そういったことから許可制が適当であるというのが皆様のご趣旨かというふうに思うんですね。一部、古城委員、登録制というご意見もございましたけれども、多くのご意見は許可制であったというふうに考えております。

一方で、論点2-2ですけれども、託送供給条件に対する規制ですけれども、これについては託送供給約款の認可制ということで皆さんのご意見が統一されたかと思えます。一方で、託送供給需要がほとんど想定されないというような場合に、これまでと同様に経済産業大臣の承認を得ればその約款の策定を義務づけないこととするかどうか、これはちょっとご意見いただかなかつたんですけれども、事務局のほうのご提案がありました。特に反対はなかったかというふうに思っております。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。それでは、先に進ませていただきますけれども、論点2-3、二重導管規制、それから論点2-4、同時同量制度、論点2-5、熱量調整について議論を行います。最初に、事務局からこれらの資料についてご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

9ページをごらんください。3. に、論点2-3の二重導管規制があります。二重導管規制の制度の説明は、ちょっとお戻りいただいて、2ページの②のところに書いてあります。

一般ガス事業者の供給区域内で、ある導管をガス導管事業のために使おうとする場合、その導管を使うことによって、供給区域内のガス使用者の利益を阻害するという可能性があれば、新たに使おうとする導管の利用を認めないというのが二重導管規制の趣旨です。先ほど二重投資規制というのがありますが、これはちょっと違う制度なので区別にご留意ください。

このような二重導管規制を置いた目的は、例えば、電力会社が自らのLNG基地とガス発電所を結ぶ導管を設置しており、投資も十分に回収された場合に、その導管を発電所に届けるだけでなく、周辺の工場にガスを供給するためにも使うという提案があった場合に、電力会社の導管の近隣に元々ある一般ガス事業者の導管利用が逆に少なくなってしまう。その結果、一般ガス事業

者の導管利用コストが全体的に上昇して、その電力会社の導管と全く別の場所にいる利用者の導管利用コストまで上がってしまう。その結果、小売料金も上がってしまうような事態は避けるべきではないかとの趣旨です。

現在は、この二重導管規制という法律の規定を実施するに当たって、10ページの図にあるような方針で執行しています。

この中にある類型Aは、既に都市ガス会社の管がこの需要家Aというところに届いており、十分に余力がある場合、この需要家Aに別の導管がつながるのは認めないという運用になっています。

それから類型Bは、管が需要家Aに届いていて、増強は必要である場合に、別の管を全然違う方から引いてしまうことを禁止しています。

類型Cに該当する場合、つまりガス会社の管がまだ需要家Aには届いていない場合に、この需要家Aに別の管を伸ばしてつなぐ場合は許容する、規制は発動しない運用になっています。

この現在の運用について、類型AやBの状態であっても、必ずしも供給区域内にある別の全く違う場所にいる需要家に影響が生じていない場合であっても、その導管の敷設はだめだという規制になってしまっているのではないかという指摘があります。これが今回の論点になります。

11ページの(2)と(3)をごらんください。まず、二重導管規制について、その規制を法律に置く趣旨は引き続き必要なのが1つ目の論点です。その場合に、運用が現在のままでいいのか、それとも法律をもう一回見て、その本旨に立ち返って運用に改めるところがあるのかご議論いただきたいと思います。

11ページの終わりから12ページの上半分に、仮に運用を改める場合、次のような判断の仕方もあるのではないかという案を記載してあります。法律の条文にのっとった考え方です。12ページの図を見ていただきたいんですけども、都市ガス会社のLNG基地が左下にあります。そこから導管網が伸びていて、供給区域内に提供している。その途中に別の会社のLNG基地があって、その会社が自分の導管を使って周辺の工場にガスを供給するという提案をしてきた場合に、並行しているももとの都市ガス会社の導管にガスが余り流れなくなってしまう。その結果、右上の楕円で書いてあります、そこにいる需要家の導管の利用料、託送料金が上がってしまうことによって、小売料金も値上がりしてしまうことが認められる場合には、並行した導管は使ってはいけませんと、個々の事例で、この図の楕円の需要家にどれだけの影響が及ぶかを計算、測定しながら判断していく。今までの運用は、その下の真ん中のひし形の導管がどうつながっているかだけを見て、必ずしも右上の楕円の影響までは見ていなかったのですが、この楕円の状況をよく見ながら運用しようというのが今回の提案であります。

次に、同時同量制度は、同じ12ページの下半分の4. です。託送とは、導管に受け入れたガスと同じガスを供給先に届けるものではありません。ガス導管網には一定の圧力でガスがたまっています。その導管網にある地点からガスを入れて、別の場所から入れたのと同量のガスを取り出すということで同じ導管を複数の社が使って供給するというのが託送制度の実際です。

現行では、12ページの一番下の①のように、入れるタイミングと出すタイミングが1時間以内で一致するよう求めています。これを一時間同時同量制度と呼んでいます。これを行うためには、託送を利用する事業者が出る方の供給先、需要家のところにメーターを取りつけて、そのメーターの状況を常に見ながら、これだけ需要家が使ったならば、1時間以内にその出ていった量のガスだけ注入するという形で対応することとなっています。

13ページの②をごらんください。この一時間同時同量だとメーターを需要家につけなければいけない負担があります。そこで、需要家の使用量が一定以下で、導管網全体に対する負担が大きくなければ、その需要家は大体こういう取り出し方をすると計画をあらかじめガス会社に提出し、その計画に従ってずれないように供給するのが②の制度です。実際にその需要家は計画どおり取り出さない、多少のずれがあるかもしれないが、出した計画にさえ沿っていればそれでオーケーという制度で、簡易な同時同量制度と呼ばれています。

現在、この2つの託送の仕方がありますが、託送を利用する側の事業者からはこの2類型だけしか選択肢がないと、ちょっと負担が大きいのではないかと声があります。先ほど申したように、導管網は一定の圧力でガスがたまっていて、栓をどこで開いてもガスが出てくるようにしています。この圧力が一定でない、例えば低くなり過ぎるとガスが十分に出てこない状況が発生しますし、逆に高過ぎると導管網の安全性が問題になるわけです。

しかしながら、圧力を一定に管理する手法は、必ずしもこの2類型だけに限られないのではないかと。導管によっては、例えば3時間以内で同時同量が実現できるかもしれないし、入れ方を自分の需要家の出し方だけに合わせるのではなく、導管網からガスを受けとっている需要家全体の使い方に合わせたほうが個々の基地、入れる側の負担も軽くなるのではないかと指摘もあります。どんな入れ方が可能かは、導管網のあり方により様々だと思います。

そこで、14ページの(2)、(3)では、3番目としてこういうやり方が可能とか、4番目にこういうやり方が可能と規定するのではなく、託送供給を提供する側と使う側でよく相談し、こういう合理的なやり方もあるのではないかと協議をしていただく。なかなか合意が得られなければ、行政も参加して、どんなやり方があるかを追求していく。そういうやり方もあるのではないかと提案をしています。

3番目の論点は、15ページの5にある熱量調整です。LNGと一言で言っても、産地によりほ

ぼメタンだけの低い熱量のものもあれば、ブタンやプロパンなど、ほかの炭化水素が混じっているために比較的高い熱量になっているものもあります。同じ産地であれば、熱量はそれほど変わりません。16ページの上の表のように、単位量当たりの熱量が39メガジュールから46メガジュールと幅があるのは、大半を輸入LNGに依存する日本特有の状況でもあります。

都市ガスではLNG基地から導管に送り出すとき、この幅のある熱量を一定範囲に調整するため、具体的には熱量が高いプロパンなどの炭化水素を添加しています。これを熱量調整と呼んでいます。これを行う理由としては、現在都市ガスは使用量に応じて料金を計算する、つまり1立方メートル当たり幾らという料金設定をして、メーターもその設定になっています。余りにカロリー量に差があるガスが流れてしまうと、価値が場合によっては1割以上も異なるものを同じ値段で売ることになってしまう。それでは公平ではないかということ、低い熱量になり過ぎると機器によっては燃焼が不十分で、場合によっては危険であるということ、が挙げられます。

もちろん熱量調整には、プロパンを足すための原料費とか機械の費用がかかります。大体、小売料金で熱量調整費が占める割合は1%弱と把握しています。

標準熱量は、都市ガス会社の導管ごとに設定され、多少の差があります。その差の分布が16ページ一番下の表のとおりです。標準熱量が異なると、仮に導管同士が近接していても相互に接続して流し合うことができません。また、標準熱量に調整しないと、ガス導管網に注入して託送を依頼することもできません。

17ページの(2) があるように、この熱量調整について標準熱量が異なったままであると導管を通じてガスを流し合うことができない、相互融通ができないではないかという議論、さらに、そもそもそんなに厳密に熱量を合わせる必要があるのか、例えば標準熱量が多少異なっても流し合っているのではないかという議論、また、熱量を全く調整しないガスを使いたい需要家もいる場合は別の専用の導管を使ってもよいではないかという議論、もあります。

17ページの(3) では、少なくとも標準熱量が違うことを理由に流し合うことができない事態はなるべく避けるべきであることから、標準熱量を段々寄せる努力がなされるべきではないか、また熱量調整にはコストがかかるわけですから、今後熱量が比較的低いシェールガスの輸入が増えるならば、それに合わせて標準熱量も下げて結果的にコストを低減する努力もなされるべきではないか、という提案をしています。

これは熱量を合わせなければいけない前提に立って色々な努力の方向性を示しているわけですが、そもそも合わせる必要があるのかという議論もあるかと思います。それについては、熱量調整にかかるコストと、熱量調整をすることで得られる便益をどう比較するか。さらに、熱量調整をしないガスを使う選択肢を提供することの便益と、それを認めることで生じてしまうコストを

どう比較するかも論点になると思います。こうした観点から、ご審議をお願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、続きましてオブザーバーの東京電力株式会社及び関西電力株式会社から意見表明の申し出がございますので、まず東京電力株式会社の石井様、ご説明をお願いしたいと思います。

○石井東京電力株式会社ガス営業部長

東京電力の石井でございます。本日このような機会をいただきまして、ありがとうございます。お手元でございます弊社ガス事業制度改革に関する要望事項というペーパーをごらんいただきたいと思います。

本論に入ります前に、簡単に弊社ガス事業の現状についてご報告したいと思います。平成25年度の販売数量はLNG換算で合計131万トンでございますが、先ほどご説明がありましたように、このうち熱量調整を行わない未熟調ガスの販売が123万トンということで、94%を占めてございます。右側に簡単にご説明がございますが、自社の火力用のガス導管から近傍の大工場、あるいは地方ガスへの卸販売という目途で、未熟調のガスを販売しております。

そのほかに託送サービスを利用しました都市ガスの販売、それから導管網未整備地区を中心として、弊社基地からLNGをそのまま液で販売する卸販売もやっておりますが、それらはそれぞれ3万トン、5万トンというふうな形でございます。

おめくりいただきまして、ページ2をごらんいただければと思います。今回のガスシステム改革の目的につきましては、これまでガスシステム改革の目的と論点ということで、エネルギーの安定、低廉、効率的な供給、加えましてエネルギー間の相互参入による需要家選択肢の拡大に資するということが目的であると理解しております。

私ども電力会社といたしましても、電気だけでなくガスの販売、それからその他の複合的なサービスを通じまして、お客様にとって最も効率的なエネルギー利用のご提案、ご提供を行って、先ほど申し上げました目標達成に資するよう努めていきたいと考えております。

それで、先ほど弊社のガス事業の概要をお話ししましたが、まず未熟調ガスの販売に関して申し上げますと、先ほど事務局のほうからご説明もありましたように、未熟調ガスはLPGを添加しないガスであり、かつ熱量調整に必要な設備が要らないということでございますので、都市ガスに比べて低廉に供給ができると考えております。

また、最近では未熟調ガスを要望されるお客様が着実にふえておりまして、地方ガスからの問い合わせ等もある状況でございます。

したがって、私どもといたしましては、今後未熟調ガス導管のさらなる有効活用、それに

加えまして、需要が大きくなりましたら未熱調ガスの供給力を整備していきたいと考えておりました、今回の制度改革に当たりまして、このようなことができる制度にさせていただきたいというふうに考えております。そういうふうにするによって、確実にお客様のご要望にお応えしていきたいと考えている次第でございます。

続きまして、託送販売についてございますが、こちらは都市ガスのネットワークを通じたガス供給になりますが、託送供給でも地方ガスも含めて需要家選択肢の拡大に資することができると私ども考えております。もちろん私どもが少しでも安いLNGを調達するなどして、より低廉な都市ガスを供給できるよう今後も努力してまいります、それだけでは不十分でございます、制度面での改革も必要であると考えております。

具体的には、既存事業者間の事業者の託送コストの透明化、それから同時同量制度の見直し、さらには法改正の問題ではございませんが、集合住宅等へのガス一括供給の早期実現といったことをお願いしたいと考えております。

3ページに移ります。ここでは二重導管規制について申し上げたいと思います。先ほどご説明のございました見直し案を拝見いたしますと、正直申し上げまして、資料の文章を読む限りにおいては、お客様の選択肢拡大に資する未熱調ガス供給は実質的に不可能となるおそれが高いのではないかと私どもは懸念しております。

具体的に申し上げますと、ページ11の下から2行目に「競合する地域に係る利用者は原則全て当該転用する導管を用いた供給に移行」というような表現がございますけれども、全ての既存の導管の利用者が一斉に転用する導管に移行することは現実には起こり得ないと思っておりますし、そもそも未熱調ガスを物理的に供給できないお客様も存在しております。

また、転用する導管につきましては、私ども電力会社の場合、電気事業に専ら用いておりますため、転用する導管の供給余力というものが競合する地域の需要規模を大きく下回る可能性もあるのではないかとこのように思います。

そのような時間軸、あるいは物理的制約を考えずに原則全て移行するということを仮定とした比較の本案は、お客様の選択肢拡大というガスシステム改革の趣旨に逆行する過剰規制にもなりかねないのではと、そういうふうを感じる次第でございます。

もちろん制度の詳細設計というのは、これから議論されるものと思われましても、このように競合する地域の定義ですとか、あるいは移行すると見込まれる需要の算定方法、それからあと既存導管網全体の利用者の料金に影響ということでございますが、影響が具体的にどの程度の影響となるのか、そういうのは私ども現状ではよくわからない状況でございます、そういうことでございますので、今回お示しいただいております見直し案がシステム改革の目的でございま

すお客様にとっての選択肢拡大、あるいは競争の活性化に資するのかどうか、現時点では判断できません。

したがって、今後の議論において慎重な検討を強くお願いできればというふうに思う次第でございます。

それから、最後のページでございますが、託送販売の拡大に関連いたしまして、託送コストの透明化ということをご希望させていただいております。ここの絵の例は、二重託送のような形になっている絵でございますけれども、現状複数の既存事業者の供給区域をまたぐお客様に対しては、託送供給を行う場合、供給区域をまたぐごとに託送料金が課されてしまうと。電気と同じように、二重託送料金が廃止されて供給区域をまたいだガス供給が容易に行われるということは理想ではございますけれども、私ども導管網への投資コストの適切な回収が必要であるということは十分理解しております。競争の活性化に向けた託送料金制度のあり方については、今後も検討が必要だというふうに考えております。

また、公平な競争環境の整備という観点から、ここの資料でいうA既存事業者の卸供給価格につきましては、私どもが託送供給をする場合と同様の託送コストが含まれているのかどうかよくわからないというのが実態でございます。卸供給は現状、非規制ということになっておりまして、卸供給料金の内容を細かく明らかにしてほしいということではございませんけれども、私どもと同様の託送コストが含まれているのかどうか、既存事業者には卸供給価格のうちの託送コスト分を明示していただくなどして、納得性のある形で競争させていただければというふうに考える次第でございます。

当社から以上、2点のご要望を申し上げます。繰り返しになりますけれども、着実にお客様のご要望にお応えして、ひいては我が国の産業を含めたいろいろな競争力の向上に貢献していきたいと考えております。今後とも検討をぜひよろしくお願いいたします。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。続いて、関西電力株式会社、北村様、ご説明をお願いいたします。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

関西電力でございます。資料の6でございます。当社からは、同時同量制度にかかります当社の課題認識につきまして簡単にご説明いたします。

時間の都合がございますので、2、3、4ページを省略しまして、5ページ目をごらんください。5ページ目ですが、ご承知だと思いますけれども、現状の同時同量の仕組みを簡単に絵で示しております。現状では1時間単位でガスの製造量と需要量を合わせるということになっております。この同時同量を行うために、新規参入者と既存事業者はそれぞれ通信設備を設置しており

まして、そのコスト負担が新規参入者ということになっております。

6 ページ目をごらんください。次に現状の1時間単位の同時同量の課題についてご説明をいたします。資料のグラフは、既存事業者と当社の1日のガス需要量と製造量をあらわしております。上の既存事業者のグラフを見ますと、需要量と製造量が一致していないというのがわかると思います。これによりまして、矢印でお示しをしておりますように、夜間に導管に貯蔵したガスを昼間のピーク時に活用することによりまして、ピーク時に製造するガス量を減らすことができるということでございます。

そして、減らしたガスの分だけ製造設備をさらに利用することができるということで、設備の稼働率が上がりまして、その分設備の効率運用ができるということになるわけでございます。

また、需要量と製造量のバランスを見ますと、これは推測ですが、およそ1日で製造量と需要量を一致させておられるというふうに思われまして、私どもがやっておるような1時間同時同量ではなく、1日同時同量をおやりになっているのではないかと考えるわけでございます。

下の当社のグラフは1時間ごとのポイントデータでお示しをしておりますが、大きい丸が需要量で黒い点が製造量でございますけれども、それをきちんと一致させているということでございます。

7 ページをごらんください。通信設備につきましては、先ほどもご説明したとおりでございますけれども、現状、年100万立米以上のお客様に託送を利用してガス供給をする場合、新規参入者が同時同量を行うために自社と既存事業者の両方の通信設備コストを負担するというので、その分が経費となりまして、対等な競争を阻害しているのではないかとというのが私どもの主張でございます。

8 ページをごらんください。今申し上げたことの繰り返しといたしますが、まとめになります。私どもが今回見直しをしていただきたいと考えております内容でございますが、まず1時間単位の同時同量につきましては、そもそもガスは電気と違いまして、事業者が製造したガスはお客様のところで直ちに消費はされないわけで、導管を移動する時間差が存在いたします。したがいまして、1時間単位で厳密にネットワーク全体の需要量と製造量を一致させる必要はないのではないかと考えるところでございます。

実際に既存事業者は、先ほどもお示しをいたしましたように、ネットワークの貯蔵機能というのを有効に活用されまして、ほぼ1日単位で製造量を平準化されておられると考えます。

ちなみに、これは資料からでございますが、諸外国のガスの同時同量の事例を拝見いたしましても、ヨーロッパは1日単位ということで、アメリカの場合は1日、あるいは1カ月の例もあるというふうに向っております。導管網の状況が違いますので、だから一律にどうだというつもり

はございませんが、そういったことがございます。

それから、通信設備の設置につきましては、現状、既存の事業者様は自社のお客様に対しては通信設備を設置しておられないと伺っておりますので、自社の需要量予想に基づいて製造計画を作成、運用され、ほぼ簡易同時同量と同じような運用を行っておられるのではないかと考えております。

このように、現状では1時間単位の同時同量、通信装置の設置、いずれにつきましても、私ども新規参入者と既存事業者がイコールフットとなっていないと考えております。

1時間単位の同時同量につきましては、私どもといたしましては、ネットワークの貯蔵機能を活用しまして製造量を平準化するとともに、1日単位で製造量と需要量を一致させるような同時同量へ変更していただきたいと考えます。それと同時に、全ての同時同量につきまして簡易同時同量へと移行して、公平な競争環境の整備をお願いしたいということでございます。

最後、9ページをごらんください。そこに今私が申し上げたイメージを載せております。上のグラフが、今私どもがやっております1時間単位で製造量と需要量を一致して同時同量することですが、下のほうのイメージに変えていただきたいということでございます。

これにつきましては、1日の製造量につきましては、ネットワークの貯蔵機能を使いまして、もちろんそのネットワークに悪い影響を与えない範囲で平準化してピーク抑制を図りたいということでございます。ネットワークへの影響を無視して好き勝手に入れたいと、そういう意味ではございません。製造量と需要量につきましては、トータル1日単位で合わせたいということでございます。

資料の説明は以上でございますが、本日お示しのあった内容につきまして、少しコメントをさせていただきますと思います。本日、同時同量につきまして、資料に記載がございます現行の同時同量と簡易同時同量の2類型以外に、より柔軟な方法を選択できるというやり方を入れましょうということを先ほどご説明がありましたけれども、これは私が今申し上げましたような同時同量制度の変更案を協議できるということに結びつくわけでございまして、私どもと既存事業者とのイコールフットングを図る第一歩になると私は考えるところでございます。

しかしながら、実際交渉して、そういった新たな類型を実現すればよいというご指摘でございますけれども、私どもはやはり託送を利用するという弱い立場の依頼者が要望したところで、託送供給を柔軟な運用に変更できるのかというのは、非常に実際困難ではないのかなと考えるところでございます。

また、導管のネットワークの運用の実態を明らかにしていただくために協議に必要な情報を提供していただくということは、同じ土俵で協議をするためにまず必要なことと考えますけれども、

今回の資料では協議に必要な情報というのは可能な範囲でというご表現になっておりますので、これはちょっと考え過ぎかもしれませんが、必要な情報が提供されないおそれがあるのではないかと考えられますので、協議に必要な情報は全て提出いただくようお願いしたいというところでございます。

今後、両者の協議をより円滑に進めて早期の合意を得ていくためには、提出すべき情報とか導管ネットワークの公平かつ効率的な運用に資する同時同量範囲の決定方法などのルールをあらかじめ定めていただくということとともに、託送利用者にとって、より合理的で柔軟な運用の実現が担保されますように、これに応えていく義務があるというようなことで、いわゆる適正取引ガイドラインに明記をしていただけるように、ぜひともお願いしたいというところでございます。少し長くなりまして申しわけございません。以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご意見を踏まえまして、論点2-3、二重導管規制、それから論点2-4、同時同量制度、それから論点2-5、熱量調整について、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたいと思います。どなたかご発言ございますか。それでは、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。まず論点2-3の二重導管規制に関しては、先ほどの議論のとおり、やはり行政として全体を見るべきだと考えますので、この規制は必要だと思います。

次の論点2-4の同時同量制度なのですが、今回事務局からご提案されました第3の方法に賛成いたします。

先ほど東電様、関電様からのお話もありましたが、現行の同時同量制度においては、託送をお願いする事業者がかなりいろいろ細かいオペレーションをしていく必要があることがわかりました。お互いがもし合意するのであれば、第3の方法を導入するのであれば、画期的なオペレーションサイドのイノベーションに繋がるのではないかというふうに思っております。

ただ、関電様のご懸念されていたように、場合によってはいわゆる公取でいう優越的地位の乱用ということがあってはいけないかと思っておりますので、それに関しては何らかのモニタリング制度が必要になるかも知れません。

最後に、熱量調整に関してですが、これももしかしたら同時同量制度と同じようにオペレーションのやり方を考えるということで解決できる部分もあるのではというふうに感じました。

最後になりますが、先ほど未熱調ガスについてのお話が出ていました。どれだけの需要家が、未熱調のガスを望んでいるのかといったデータが手元にございませぬ。東電様のレポートでは多

くのと書いてありましたが、これだけではよくわかりません。今後、議論を進める上で、実態がどうなっているかについて、ぜひ教えていただきたいと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、杉本委員。

○杉本委員

二重導管規制についてですけれども、資料の11ページに「既存導管網の効率的活用を図り利用者全体で導管利用コストの上昇を抑えるとともに、効率的な導管網形成を促すという二重導管規制の趣旨は、今回の制度の見直しの目的」という、こういうふうに書いてありますが、これを目的とした規制がつけられるということに賛成ですから、事務局案に賛成いたします。

私たち家庭用消費者は、既存の導管からガスが供給されることが、料金が上がらないということであれば、この案に賛成させていただきます。

それから、加えて私たちはガス工事の騒音とかで近隣の迷惑がかかったり、交通渋滞を招いたりするということがあったり、その容積が決まっている道路の中でいろいろな管が混在すると、事故が起こったときに対応が難しくなるのではないかというふうにも思っております。

それから、同時同量制については、託送供給依頼者と実施者の合意により柔軟な方法を選択できるようにするということがあれば一番重要な安定供給は担保されると思いますので、この方向性について賛成いたします。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

最初の二重導管規制ですが、このガスシステムの目的というのは、やっぱりユーザーの選択肢がふえて、なるべく料金多様化というか、自分に合ったものを選べるということが一つあるということになりますと、ある意味で、例えば先ほど東電さんがおっしゃっておられたような未熟調ガス、熱量調整していないガスで、これが例えば基地のすぐそばにあって、工場があって、遠くになると自分で引くというのは大変なコストがかかるでしょうから余りメリットが出てこないかもしれませんが、こういうチョイスというのもある程度、今のこのガスのシステム改革の本質からすれば、ユーザーの選択肢がふえるという、ユーザーがオーケーすればこういうことも広義に捉えていく必要があるのかなと、そう思うんです。

ただ、一方において、今まで領域の中で導管を敷設し、熱量も調整し、料金もきちっとした料金で供給していた主に一般ガス事業者の範囲内の一部をそれがとっていくと、未熟調ガスに置換される。これは比較的工場とか、そういうところで大きなパイになる可能性もあると。それがあ

ることによって、今までの導管の流れが非常に悪くなって、相対的にその託送費を上げざるを得なくなる。そうすると、これはある一部の事業者のために、ほかの今までこの額でいけると思っていた人たちのコスト増大につながる。

ここら辺は、よく精査した上で、選択肢をふやすということに関して私は賛成なんですよ。だけれども、それが一部の利益のために他の人たちの不利益がどの程度になるのか、ちゃんとある程度そのシミュレーションをきちっとした上で、納得できるような範囲内で制度運用を図るべきであるというのが私の考え方です。

それで、あと同時同量というのは、私は原則同時同量だという考えを持ってまして、それはどうしてかという、例えば昼間はガスの使用量がふえる。そうすると一生懸命、気化器を動かし、蒸発させ、液を気体にして送り込むわけですね。このガスは何に使われるかという、電力に使われる場合もあるわけですね。発電所のコジェネに使われるとか熱電併給システム、これは基本計画の中で進めると書いてあるわけですから、そういう意味では電力の発電に使われると思います。

この電力は、この電力市場が自由化、今度しますから、電力の自由化ということは電力料金の多様化につながってきて、電力の場合には非常にきめ細かな、生き物が生きてみたいなものですから、電圧、周波数、やはりきちっとした制御をすることになりますと、その非常に需要が大きいときには需要抑制してディマンドリスポンス、あるいは電気料金が高くなる。電気料金が低いときに、ガス料金ももしかしたら長期的に見れば高くなる可能性もあるわけですね、自由化ですから。ガス料金も今までフラット料金だったものが、これが電気に使われるということになれば、そのときのガス料金は本来高くても安くガス料金で買って電気に変えたら高く売れるという、これは自由化の中で必ずしもそういう制度設計にならない可能性が十分あって、そうになると、やはり使ったときにある同時同量でやっぱり出していくという原則は順守すべきじゃないかという考えを持っています。ただ、先ほど関電さんのこの資料で見えていましたら、ガス事業者が一応この夜間、最低限の気化器で蒸発させたガスを詰め込みますから、その詰め込んだ分をディマンドの大きなときにそれを使っているということは、少しロードレベリングをしていると。それと同じような相似形で出したらどうだと、こんなようなお考えもありますから、そこがちょっと私どもがコメントするオーダーではなくて、全体を見たときに、やはりユーザーが最も、あるいは新規参加者がやはりその利益、お互いの利益がシェアできるような形での制度設計ということをやったりやらなきゃいけないんじゃないかというふうに思った次第です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。先ほどインペックスさんからご発言の要求ですか、どうぞ。

○坂本国際石油開発帝石株式会社常務執行役員天然ガス供給本部長

論点2-3の二重導管規制についてでございますが、長期の幹線パイプライン投資を考えた場合に、長期投資の回収リスク低減という視点で考えますと、この制度、需要離脱の予見可能性が高まる措置というふうに考えますので、非常に効果的な投資インセンティブ施策というふうに考えております。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、古城委員、ご発言どうぞ。

○古城委員

二重導管規制について、このご提案に結論は賛成なんですけれども、私は二重導管規制は大きく緩和すべきだという意見です。私は白地からネットワークをつくるんだったら、もう二重導管規制は要らないと思っているんですね。どうも今ですとガス会社の導管と、それは多分、電力会社の導管というのは生ガスを流す導管というか、別種導管ですよ。別種導管で、新しいところにあの導管をつくる時に、1つの考え方ですよ、大所高所からこの導管をどういうふうにつくったらいいかということを考えて二重導管規制をやるというやり方もあって、そのときは二重導管規制をするというと二重導管規制はされるし、おまえがつくらなきゃいけないといったら、これは二重導管強制も、二重導管じゃない、導管施設強制というのをセットにしないと本当はいけないわけですけども、理屈の上ではそういう将来に向かっての二重導管規制できますけれども、実際は無理だと思いますね。

そうしたら、A社が導管つくるといって、もしそれより自分のほうが有効につくれるというんだったらB社がつくるからというふうになれば、A社は多分、採算性を見てやめると思うんですね。そういう形で、競争の中で二重投資というのは抑制されるというふうに考えています。

問題は、既にガス会社が、ガスは自分だけが供給するというで大きな導管網をつくっていったと。ところが、今度は競争できるというので、電力会社が導管をつくるということで、予想もなかったように需要がとられてしまって、既存投資が回収できない、こういう後始末の問題として二重導管規制の問題は残るから、それに手当をする必要があると。

それには、ご提案のように、大きく需要が脱落しちゃって、投資が回収できなくて、残ったお客さんから無理くり投資回収すると、こういうことになってしまうのはまずいから、それを調整するための規制として二重導管規制が必要であるということで、将来つくるとき二重導管規制とか余りするというイメージは適切じゃないと、こう思っております。

まず第1点はそこで、あと2つ目は、同時同量、柏木先生、やっぱり電気とガスは違うと思うんですよ。電気は周波数が落ちちゃうと電気が来ないというだけじゃなくて、もう発電機が飛ん

で停電になってしまうから、周波数を維持するために全体としては同時同量じゃないといけないし、そのためにいろんなことをやっているわけですね。

ところが、ガスの場合は、ちょっとガス圧が落ちると確かに困るけれども、大事になるわけじゃなくて、全体としてガスの同時同量で強調されたのはむしろあれでしょう、導管の圧力が上がってしまうとか下がって導管の安全性を確保するために入れ方を考えてくださいと、そのために同時同量にしてくださいよということをやっているんで、うんと緩める余地がある規制だと思っているんですね。

だから、緩和するというのに賛成なんですけれども、1つは、やり方としては1日同時同量ということになる。でも、1日同時同量というのは、場合によってはある時間は非常に圧力が上がってしまって、1日同時同量ではネットワークの安全上ちょっと困ると、そういう場合はやっぱり断ることはできるということになると思いますけれども、もしそれをやるのであれば、もう一つ、電気でも託送を断られるときに本当に流せるのかどうかというのがわかるように、空き容量というのは電気の場合は開示して、空いている場合は送れるというふうになっているわけですから、ガスもしそういうことをやるのであれば、ガス業者はやっぱり導管の空き容量というのを開示して、空いている場合には流せると、それでこういう結果が、託送を求める事業者も自分でこういう格好で計画で同時同量というか、空いている容量を利用して供給計画を立てるようにと、そういうふうにしなないとちょっと、交渉だけですと電力会社がいじわるしたときに十分な手当になっているかどうかちょっと心配です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、二重導管規制に関しては、古城委員の意見、大幅に緩和すべきだという意見に賛成します。

事務局案では既存導管の利用効率性が下がり、他の人の不利益になる点と、生ガスをそのまま供給できることの利益を比較考慮し、というふうに書かれていると思います。これに関してはこのとおりでよい、この発想でいいと思います。しかし、私は事務局案には賛成しかねる。それは、例えば以降がその前に書かれていることと、本当に一貫性があるのかという点が、この文章ではわからないからです。

まず、比較考慮と言っているのにもかかわらず、例えば以降のところでは、需要の離脱があったことによる影響についてしか書かれていない。さらに、ここの文章では、影響がある場合には変更中止命令を行うとするになっている。影響があるなら中止命令を出すなら比較考慮じゃない

ではないか。物すごく極端なことを言えば、そんなつもりで書いているのではないとは思いますが、極端なことを言えば、仮に離脱需要があった結果として、他のお客さんのガス料金が1円でも上がる可能性があるなら変更中止命令を出すということであれば、このやり方でやったとして1円も影響が出る可能性はないという試算が出てくるはずがないので、要するに全てをとめますと言っているのに限りなく近い文章というふうにも読めます。

そんな意図は絶対はないと思いますが、つまり影響がある場合にはとめるというのは、それはシグニフィカントな影響がある場合にはとめるということを行っているだけだと思うのですが、この文章をそのまま読むと本当にそうなるのかどうかちょっと心配です。この点明らかに言っていないと、とても賛成とは言いかねます。

それから、消費者への影響というのを考えれば賛成ですということをおっしゃったのですが、これについては、その考え方を支持する人はちゃんとこの疑問について答えていただきたい。例えばガス事業者がコジェネを売っていて、コジェネが、ガス価格が余りにも高過ぎる結果として競争力を失って系統電力に負けたということがあったとします。その結果ガスの需要が大幅に減った。ガスの需要が大幅に減るので、当然送られる量も減ります。そうすると、託送のコストが変わっていなければ単価は上がることになる。コジェネが系統電力に負けるというようなことだって結果的には同じ影響が及ぶはずなのですが、このようなことって一切考慮しないわけですよ。コジェネを系統電力に切りかえるのに関しては、その影響を見て、切りかえるのはけしからんなどというようなこと、変更命令を出す、中止命令を出すなんていうことは絶対のないのにもかかわらず、何で二重導管のところだけ殊さら、他にも同じような効果が出てくるものも多くあるにもかかわらず、厳しいのか。

あるいは、ガス事業者の広告宣伝などで、例えばミストサウナのようなものを大量に宣伝したとしますね。この結果としてミストサウナの良さがわかって購入する消費者は確かに利益を得ているので、広告が一概に間違っているとは言わないのですが、ミストサウナに全く関心のない人も、結局この広告代というのはガス代に乗って負担させられているわけですよ。そうすると、一部の消費者は利益を得て、一部の消費者は損失を得ているという、不公平じゃないかとかというのは他にも幾らでもあるのに、何で二重導管規制のところだけ、こんなに殊さらに問題にするのかは、やはり疑問が残る。

古城委員がご指摘になったとおり、これは抜本的に緩めるということで、よっぽどひどいケースでない限りは基本的に認めるということであるとすると、今の疑問にはもう答えられている、よっぽどのことがない限り発動しないということですから。逆にこの基準が物すごく低くてほとんど引けませんということになったとすると、さっきのような疑問が当然出てくるわけです。

私自身は、このようなやり方をしたらどうかと提案します。1つは、もしガス料金が許可制であったとするならば料金審査の過程で認められなかったような費用との比較です。普及開発費のようなコストは、届出制のもとでは実質ノーチェックで入れられているわけで、そういうような潜在的に大きな影響のあるようなものもノーチェックで入れられているわけですから、その程度の影響であれば基本的にはシグニフィカントな影響とは見ない。普及開発費のようなもののコストに比べて影響度があるかに大きいというときに発動してとめるというようなことで、それぐらい大きなものであるということを行行政当局は挙証して初めてとめるというような制度にするのであれば、極めて抑制的に運営され、本当にシグニフィカントな不利益を与えるというときだけとめるということになると思うので、そういうやり方であればいいと思いますが、少しでも影響があるというような類でやるのは極めてよくないと思います。

それから、さらに熱量調整のために膨大なコストをかけているわけで、生ガスで供給すればそういうコストは本来必要ないわけです。

次、論点2-5のところにも関連していますが、熱量調整をするなどという余分なコストをかけなければ、基本的には全体として効率化したはずですが、しかし、熱量調整をすることによって、熱量調整をしないという不具合を起こすという需要家もいるのは間違いないですから、そのような需要家のためにも熱量調整をするということだとすると、これだってほとんどのお客さんは熱量調整など不要だということにもかかわらず、一部の熱量調整が必要なお客さんのためにこれだけのコストをかけているわけですから、熱量調整にかけているコストに比較してこの影響が小さければこれも認めるべきだ、熱量調整の調整コストと普及開発費のようなコストの大きい方よりも、さらに2重導管の影響が大きいということがあって初めて発動されるというぐらいに厳格な要件を定めるのであれば、これでもリーズナブルだと思います。そうでなければ余りにも安易に発動され、実質的には規制緩和になっていないのではないかと心配します。

それから、さらに、原則として競合するところの全ての需要家が置きかわるという前提で試算するというふうに、例えば以下のところでは書いてあります。しかし一方で、熱量調整をしないといけないのは、熱量調整をしないと困るというお客さんがいるからだという主張があるからで、もしそれが正しいとするならば、全てのお客さんが生ガスの供給というのを直接受けられるかどうか分からないということ。まず全てをやるのでは、相当に過大になってしまうと思います。

更に、導管の余力の問題が当然あるわけですから、その導管の能力からして、これ以上は送れないということがあったとすれば、そこが上限になるはずですが、そこも当然に考慮すべき。そういうことを一切考えないで、機械的に全てのお客さんが移るという試算は明らかにおかしいと思います。

それから、次、2-4ですが、同時同量については、これは電気と違うというご指摘は全くその通りだと思います。まず、実同時同量の話をしているのではない。電気で言えば30分同時同量に当たる話をしているということは、まず認識する必要があります。

それから、もし電力市場で仮に系統側が巨大な蓄電池を持っていたとして、したがって、ある種の同時同量という制約が物すごく緩くても大丈夫だということが仮にあったとして、現実にはそんなことはないですが、仮にそういうことがあったとして、そのときに実際に一般電気事業者も巨大な蓄電池を使うことができるので、ある種の同時同量はやらなくてもいいという状況になっているときに、その巨大な蓄電池のコストは託送料に乗っけているのにもかかわらず、新規参入者はその蓄電池を使ったある種の緩い同時同量というのを認めないということをしているとすれば問題です。都市ガスはこれに極めて近い状況になっていると思います。

その蓄電池に対応するものはガスのホルダーであり、パイプラインの貯蔵能力であり、こういうものは全て託送料金に乗っかっているのにもかかわらず、実際に一般ガス事業者はこの能力をフルに使ってピークをカットしているということがあり、1時間同時同量というのを必ずしも満たしていないのにもかかわらず、これを新規参入者だけに押しつけるというのは明らかにイコールフットイングに反することなので、改革が必要です。

今回のご提案のラインは、その1時間同時同量も含め、2つしかない類型を残したまま、当事者が合意すれば、それ以外のものもできるようになるということだと思います。これは今の弊害を軽減するのに役に立つのは間違いないとしても、私は全く不十分だと思います。これでは一般ガス事業者が結局その2つだけしか提案せず、実際に自分たちがやっていることに比べてリーズナブルでない提案をして、そんなのではやっていられないと新規参入者がノーと言ったとして、それで前に進まないという状態が、全く解決されない。

これは関西電力が提案したように、ガイドラインにきちんと書き込んで、今現在一般ガス事業者がピークカットをしているというのと同じぐらいのピークカットというのは当然に認めるべきだとかいうような類のルールをガイドラインに書き込むべき。しかし、それを仮に認めたとすると、安定供給上こんな問題が起こってくるということを一般ガス事業者が挙証したときは別だと思いますが、そうでない限りは少なくとも同じ程度のものを出すべきだと言い、もしそのような証拠が出されないのにもかかわらず、2つ以外の類型のものを拒否したということがあったとすれば、当然是正の命令が出せるというようなことを担保すべきだと思います。

そのようなことに関しては、紛争処理が起こったときには、ガス課が誠実に見ますというのは、それはそれで私は非常に安心しているのですが、しかし、これはすみませんが、横島課長の顔を見ながら考えると、大丈夫それでうまくいきそうだという気がするんですが、これは課長が変わ

った後でも本当にうまく機能するのかというのは、多分大丈夫だとは思いますが、100%安心とは言えない気がします。やはりガイドラインにちゃんと書き込むだとか、どうしても定着しない場合には、すぐに適正取引などの委員会を開いて、直ちに公開することができるようなものであれば公開の場で善処しますとかというような制度的な担保というのがあった方がいいのではないかと思います。

それから、最後、熱量調整についてです。私は今回の提案は実は非常に残念です。残念だというのは、まず熱量調整は公平性の観点から見て不可避だというのは、私は到底納得しかねます。例えば今一般ガス事業者がかつて月の最初のほうにはこの熱量でずっと出し、月の最後のほうにはこの熱量でずっと出し、違う熱量で出して、月間を平均すればこれぐらいの熱量になるというような形で運用していたことだってあったはずですが。

もしそうだとすると、例えば月の前半には集中的に使っていたけれども、月の後半には旅行に行って使わなかったとかというような消費者だとか、その逆の消費者というのがいたとすれば、もうその時点で相当な不公平になっていたはずですが、それを問題だと誰も言わなかったし、行政もそのような事実を知っていても問題を指摘もしなかったというような事実からして、熱量が調整されていないことが殊さら物すごい不公平だというのは、私は違和感を覚えます。

要所要所に熱量計を備えて、全ての需要家のところに備える必要はないのですが、熱量計を備えるということをするれば、かなり正確に実際に使った熱量はわかるはずですから、この熱量で精算するのがどうして不公平なのか、全く理解しかねます。

理解しかねますが、しかしこれはもう10年以上ずっと言ってきて、10年以上ずっと検討の時間があつたのにもかかわらず、基本的には、業界は拒否、全くやる気はありませんという形で、これ以上おしたって、熱量調整を一定の範囲のものならやめるなんていうようなことは、もう近い将来起こることはないと思います。熱量調整をなくすことはもうないとする、このまま放置しておく、と導管の相互接続とかに著しく弊害が出てくるから、もう熱量調整はしないという根本的な解決策は諦めて、熱量を統一するという提案が出てきたということだと思えます。

大変残念ではありますが、現実的に考えてこれ以外の策はないだろうと考えます。業界は事実上、やる気が全くないということを前提とすれば、もはやこれ以上おすことできない。安全性に物すごく大きな弊害があると脅されると、もし本当にいろんな弊害があるとすれば、その需要家のサイドで熱量調整することのほうがはるかに公平だと私は思うのですが、しかしこれはやる気がないということ、それから安全性ということを盾に言われたら、私たちはこれ以上強く言えないので、もうこれについては、もう諦めたということだと理解しています。諦めて、その上で次善の策として熱量を統一することをするのだと思えます。

今までずっと10年以上にもわたってこの問題が議論されているにもかかわらず、ずっと放置してきたという業界の責任として、きょう当然に、この統一については一生懸命やりますという意思表示はあると思いますが、もしそのようなことすらないとするならば、この熱量を調整しないという発想がこれまで放置されてきたということに関して、本音のところは競争を避けたいというためだったのではないかという疑いが濃厚になるとと思います。当然に意思表示はあると思いますが、これはある意味で大きな前進というよりは、次善の策としてやむを得なく出てきたと私は理解しています。

その意味で、この2-5で熱量調整を続けるということを前提としたとすると、これは諦めて続けるということをここで宣言してしまうわけですから、熱量調整をしないガスと熱量調整をしたガスは違うガスだと認識して、生ガスを流す管と熱量調整をしたガスは違う管なのだから、二重導管の問題ではなく、せいぜい二重投資の問題だけであるというふうに整理してしまうべきだと思います。ここまで来ると導管敷設は事実上ほぼ自由になる。ここまで来れば相当ドラスティックな改革になると思います。

ただ、さすがにここまで来ると賛成者は一人もいないと思いますので、今回はそこまで強硬な主張をするつもりはありませんが、そのようなことも本当は考える余地はあると思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。すみません、議論白熱と司会者不手際でちょっと時間が延びておりまして、ご都合のある方は退室していただいて結構ですけれども、まだ途中ですので、少し続けさせていただこうと思います。ほかに何かご意見ございますか。あるいはオブザーバーの方から何かご意見ございますか。よろしいですか。それじゃ、簡易ガス協会の方、どうぞ。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

参入のハードルを低くするというでいくと、熱量調整の問題、未熱調でよろしいのではないかと一般的には考えられますけれども、ここに書いてある安全性という、1つご質問ですけれども、安全性ってどういう問題があるんでしょうか。熱量調整しないと安全上の問題点。念のためお聞きします。

○横島ガス市場整備課長

39メガジュールに近いガスが流れた場合、一応機器には何メガジュール以上で安定的に燃焼します、それ以上の熱量のガスならばちゃんと稼働しますという設定がありますが、それが必ずしも39メガジュールを下限としていない場合は危険な場合もあるかもしれないとのことです。39メガジュールでもちゃんと稼働しますよという機器であるならば問題はないかもしれません。ただ、

今ある機器で必ずしも流れる可能性の一番低いカロリー量が39メガジュールになっていない仕様の機器があるとの説明を受けています。

○山内委員長

よろしいですか。どうぞ、日本ガス協会さん。

○川岸日本ガス協会副事務局長

ありがとうございます。ガス協会でございます。熱量調整のことは今答えなくちゃいけないということでございますけれども、本日委員の方からも、かつ事業者として努力すべき方向性について、今後の期待も含めて強くご指摘いただいたものと理解をしております。

我々ガス事業者は、資料の論点2-5、(3)の論点でございますが、ここに示されている方向性を真摯に受けとめまして、引き続き努力していく所存でございます。熱量については、そういうことでございます。

それから、次に同時同量について少し述べさせていただきたいと思います。託送供給におきます同時同量制度につきましては、これはネットワーク事業者と新規事業者が協力して安定供給及び保安確保に努めるという観点からの仕組みでございます。現行制度ではネットワーク事業者が受け入れと実際の払い出しの時間差がございますし、それによって生じますガスの供給と、こういうものを考慮しながらネットワーク全体の圧力、流量のバランスを確保すると、これをやっておりまして、その一方で新規の参入者の方は注入量と払い出し量の一致のみを行っていただくという簡便な制度と認識をしております。

事務局から示されました同時同量制度の柔軟化につきましては、こうしたネットワーク事業者と新規参入者の役割が異なることを踏まえた上で、ガスの安定供給などの確保に必要なベースのルールでございますので、これを原則にしつつ、ネットワークの設備向上に資する運用となるように、これは前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。ほかにご意見ありますか。よろしゅうございますか。それでは、時間も過ぎておりますので、この辺で議論を閉じさせていただきますけれども、今の論点2-3、2-4、2-5ですけれども、まず二重導管規制につきましてですけれども、これはどうしても私が伺っている限りでは、現行の二重導管規制を全てやめてしまえという方はいなかったというふうに思っております。その一方で変更中止命令の判断基準、これは要するに既存導管網に対して、あるいは既存導管網の利用者に対する影響の程度ですね。これについて皆さんのご意見に少し幅があったというふうに思っておりますので、そういった方向でこれから整理をするのがよろしいかというふうに考えております。

それから、2-4の同時同量ですけれども、これにつきましては、これも緩和の方向なんです
が、託送の供給依頼者と、それから実施者の間の合意ですか、その柔軟な方法をこれから模索し
ていくと。それをどのようにするかというのは、これもまた皆さんの中で少し意見の幅があった
と思いますので、これを詰めていくのかなというふうに思っております。

最後、熱量調整でございますけれども、これは事業者が熱量を適切に調整するという
ことで、熱量調整のコストを下げると、こういう努力が必要だということと、それから、どう
いうふうにしてその熱量調整を行わないガスを利用するかということによって社会的利益が仮
に上がるというようなケースもあるかと思っておりますけれども、そういった視点も必要であ
ると、こんなようなことで皆さんのご意見はまとまるのではないかと私は思っております。

これからまた詳細な議論をいたして、まとめに進みたいというふうに思います。それでは、最
後に今後の予定の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

次回第9回は、5月29日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。

今回は、利用者が所有するガス工作物などの保安責任のあり方について議論いただく予定です。

○山内委員長

ありがとうございました。

3. 閉会

○山内委員長

本日の議事は以上でございます。特にご質問がありますでしょうか。よろしゅうござい
ますか。それでは、以上をもちまして第8回ガスシステム改革小委員会を終了といたしま
す。どうもありがとうございました。

——了——